

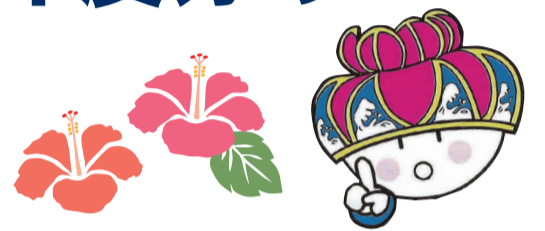
国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金グループ
TEL 861-6901
FAX 862-4564

学生のみなさんへ!

学生納付特例制度

4月1日(月)から平成31年度分の
受付が始まります。



学生納付特例制度

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を10年間猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。

(その他の要件で給付できない場合もあります。)
そのためにも早めに申請することが重要になります。手続きは右の通りです。ご準備ができましたら早めに申請してください。

学生納付特例制度と老齢基礎年金の関係について、詳しくは2ページの『保険料が納められないときは…免除制度を利用しましょう』の欄をご覧ください。

申請はお早めに!



申請手続き

受付場所 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金窓口(本庁舎1階11番)
受付開始 平成31年4月1日(月)から
(ただし土日祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)
または在学証明書(平成31年4月1日以降発行のもので在学期間のわかるもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳または納付書等)
またはマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 印鑑(認め印可※シャチハタ不可)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの(顔写真付き書類1点・顔写真なし書類2点)
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成29年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- ※申請に必要なものがそろえば、代理の方でも申請できます。
(本人直筆の委任状が必要ですが、同一世帯者の申請に関しては必要ありません。)
- ※申請に関して不明な点は、国民年金グループへお問い合わせください。

日本年金機構から学生納付特例継続通知のハガキが送られてきた人は

送られてきたハガキに必要事項を記入のうえ、返送してください。

(ハガキを返送すれば、手続きしたことになり、再度市町村窓口で申請する必要はありません。)

学校を卒業した人は

学校を卒業したら、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。ただし、3年目以降に追納する場合は当時の保険料の額に経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。卒業後、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・納付猶予などの制度がありますので、ご相談ください。

国民年金保険料の追納、納付、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは

那覇年金事務所 ☎855-1111へお願いします。

平成31年度 国民年金保険料は

年額196,920円 月額16,410円

国民年金保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。また、口座振替納付やクレジットカード納付・電子納付（インターネットバンキングなど）もできます。

前納や口座振替にすると保険料は安くなります！

1. 現金で1年分を前納（まとめて前払い） → **年額「3,500円」割引!!**

2. 口座振替で早割（当月末振替） → **月額「50円」の割引!!**

注意：口座振替での平成31年度分1年前納（4～9月分の6ヶ月前納も含む）の申込みは2月末で受付を終了しています。

※上記以外にも、半年間の前納や割引額が最大となる2年前納（平成26年4月より開始）など、他の前納の方法があります。国民年金保険料の納付について、くわしくは年金事務所へお問い合わせください。

那覇年金事務所 ☎855-1111



ご注意！ 少しの期間の未納でも、

1年間の未納の場合 → 年額で 約2万円
10年間の未納の場合 → 年額で 約20万円

生涯、受け取る年金額が少なくなります。

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

経済的な理由で保険料納付が困難な人
免除制度（全額・一部）



収入の少ない人（50歳未満）
納付猶予制度



経済的な理由で保険料納付が困難な学生
学生納付特例制度



申請して承認されると

- ① 免除を受けた期間は、免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額（老齢基礎年金）に反映されます。
- ② 納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受け取る年金額（老齢基礎年金）に反映されません。
- ③ 免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

※免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）もできます。免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

付加年金 少しの付加でお得な上乗せ！

第1号被保険者（及び任意加入者）の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、**200円×付加保険料納付月数**で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。

例えば 40年納付した場合の支払額 400円×40年（480月）＝192,000円
1年間に上乗せされる受給額 200円×40年（480月）＝96,000円 → 2年間で**192,000円**

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

- 定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。（付加保険料だけの納付はできません。）
- 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入中の方は、ご利用できません。
- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。（※さかのぼって申し込むことはできません。）





国民年金からの給付



老後の安心 老齢基礎年金

平成31年度 老齢基礎年金の額 満額 780,100円

(20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには**10年以上の受給資格期間**が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。

ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。



納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！

それぞれの場合の年金額 (免除は全額免除で、平成21年3月までの計算式で計算しています。)

加入期間	0年	10年	40年	年金額
Aさんの場合		納付40年		納付期間40年で年金額は満額の 780,100円
Bさんの場合		納付20年	免除15年 未納5年	納付期間20年、免除期間15年で年金額は 487,563円
Cさんの場合		免除25年	未納15年	免除期間のみ25年で年金額は 162,521円
Dさんの場合	加入期間 0年	納付8年	未納32年	納付期間8年で受給資格期間の10年に2年足りないの 年金受給資格なし 。 <small>※但し、65歳まで(昭和40年4月1日以前に生まれた人は70歳まで)の間に任意加入し、10年に足りない2年分を納付して、納付期間が10年に達したときは年金を受け取ることができます。</small>



病気やケガで障がいが残ったら障害基礎年金 平成31年度 障害基礎年金の額

1級障害 975,125円
2級障害 780,100円

障害基礎年金は、国民年金加入中(または、60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)



※納付要件について (次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件 (初診日が2026年3月31日以前に初診日がある場合の特例)

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

大事な働き手を亡くしたとき遺族基礎年金 平成31年度 遺族基礎年金の額

1,004,600円
(配偶者が受ける場合で子が一人いる配偶者)

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方、または加入していた方で60歳から65歳未満の方(いずれも一定の納付要件が必要)、または保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害のある20歳未満の子



※納付要件について (次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件 (亡くなった日が、2026年3月31日までにある場合の特例)

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

平成31年4月1日から、国民年金第1号被保険者の 産前産後期間の保険料免除申請が始まります。



【免除対象者】

次の①と②に該当する方が、産前産後期間の免除申請対象者になります。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 出産日が平成31年2月1日以降の方



※②の出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む)です。
 ※国民年金任意加入者は、上記に該当する場合でも産前産後期間の免除対象とはなりませんのでご注意ください。
 ※法定免除や一般免除、学生納付特例よりも産前産後期間の免除が優先されるので、他の免除を受けている場合でも申請が必要になります。

【産前産後期間の取扱い】

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
 ※免除となるのは、国民年金保険料のみのため付加年金保険料は納付することができます。

【お問い合わせ先】

那覇市役所本庁舎1階11番
 ハイサイ市民課国民年金グループ

☎ 098-861-6901 (直)

那覇年金事務所 TEL 098-855-1111

自動音声 2⇒2(国民年金課)

※那覇市のホームページ及び日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

○那覇市役所ホームページ

📄 <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

検索 那覇市 年金 産前産後



○日本年金機構ホームページ

📄 <http://www.nenkin.go.jp/>



【届出先】

○那覇市役所本庁舎1階11番窓口
 ハイサイ市民課国民年金グループ

○届出開始日 平成31年4月1日

※必要書類等については下記一覧をご参照してください。

届出人	対象者本人	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号のわかるもの ・免許証等本人確認のできるもの
	代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ※委任状は那覇市のホームページに掲載されてます。 検索 那覇市 年金 委任状 ・代理人の免許証等本人確認できるもの ・代理人の印鑑
必要書類	出産前 (添付書類必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・親子(母子)健康手帳: 出産予定日の記載があるもの ・医療機関が発行した出産予定日等の証明書
	出産後 (原則添付書類不要) ただし、母子が別世帯の場合は、右記のうち、ひとつ添付必要	<ul style="list-style-type: none"> ・親子(母子)健康手帳 ・医療機関が発行した出産日等の証明書 ・戸籍謄本(抄本) ・戸籍記載事項証明 ・出生届受理証明書 ・住民票
	死産・流産など 妊娠85日(4か月)以上の分娩(添付書類必要) 右記のうち、ひとつ添付必要	<ul style="list-style-type: none"> ・死産証明書・死胎埋火葬許可証 ・親子(母子)健康手帳 ・医療機関が発行した死産等の証明書

【対象期間】

生まれてくるお子さんまたは生まれたお子さんの人数で対象期間が異なります。

① **お一人(単胎妊娠)の場合:** 出産予定月または出産月の前月から4か月間

② **双子・三つ子などの多胎妊娠の場合:** 出産予定月または出産月の3か月前から6か月



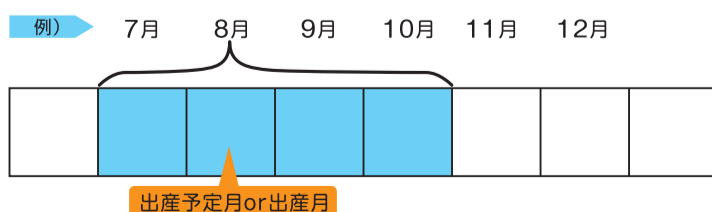
平成31年4月1日より免除開始(施行)となります。

(例) ※平成31年2月ご出産の方は、平成31年4月分のみ
 平成31年3月ご出産の方は、平成31年4・5月分のみ
 平成31年4月ご出産の方は、平成31年4・5・6月分のみが免除対象となります。

※期間の変更

対象期間の月数に変更になる場合のみ期間の変更申請をしてください。例えば、お一人を出産予定だった方が実際には双子をご出産されたなど、対象期間が4か月から6か月となる場合です。

① **お一人(単胎妊娠)の場合:** 出産予定月または出産月の前月から4か月間が免除対象期間



② **双子・三つ子などの多胎妊娠の場合:** 出産予定月または出産月の3か月前から6か月が免除対象期間

